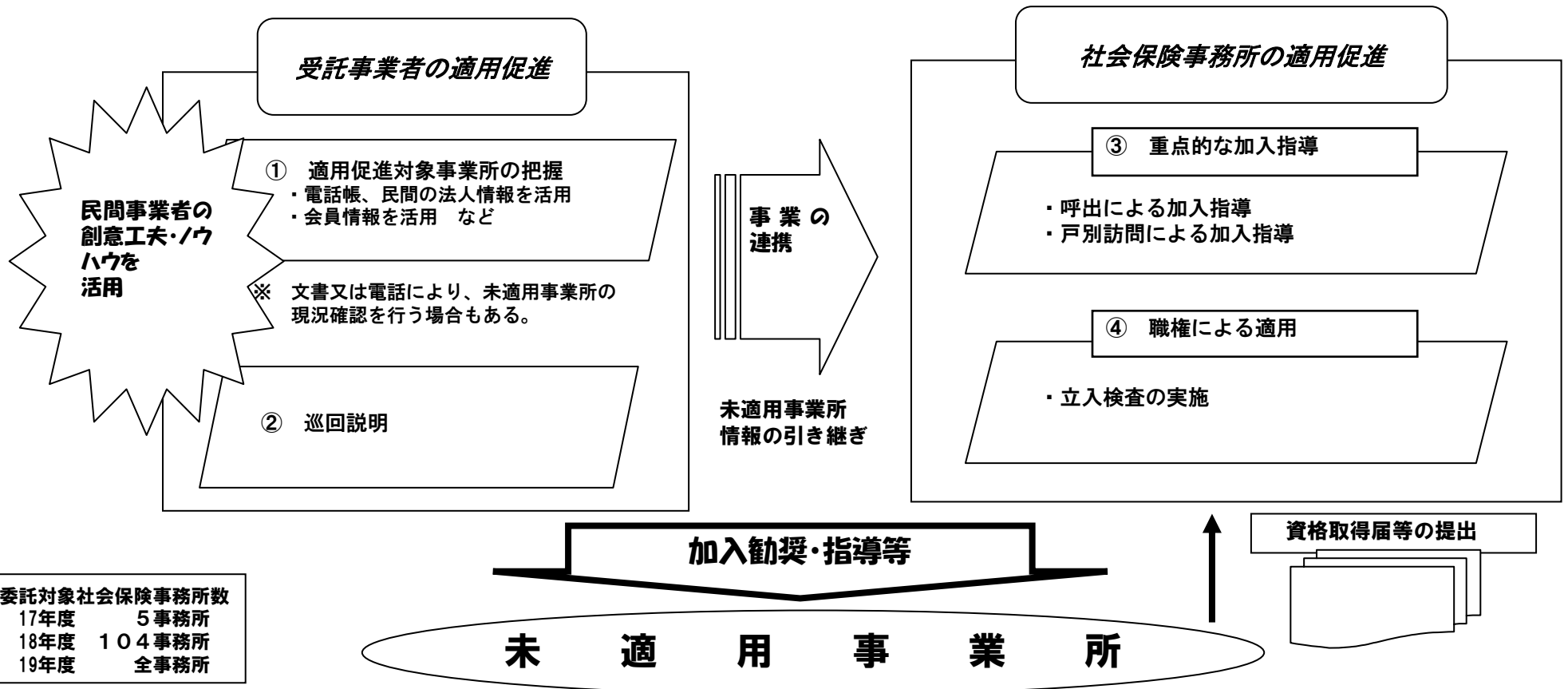


- 未適用事業所把握・加入勧奨業務について、平成17、18年度の市場化テストモデル事業の経験も生かしつつ、平成19年度より全ての社会保険事務所において民間委託を実施。
- 社会保険事務所においては、重点的な加入指導、職権適用の強化により力を入れて取り組む。



② 適用事業所に対する適正な適用の指導等

- 適用事業所における被保険者の適用漏れ・誤り等を防止するため、適用事業所に対する調査・指導を実施してきている。
- 平成16年度以降、事業所調査の重点業種の指定、調査目標の設定など、取組みを順次強化してきている。
- 平成19年度より、各社会保険事務所・事務局ごとの行動計画を策定し、目標達成のための取組みを推進。

事業主に対する指導

- 新規適用事業所に対する説明会での指導
- 届書提出時の事務説明会での指導
- パンフレット等を活用した周知



事業所調査の実施

- ①事業所調査を特定業種（派遣業、卸売業・小売業、飲食業、サービス業等）に重点化【16年度～】
- ②事業所調査の数値目標（毎年度全適用事業所の4分の1以上）の設定【17年度～】
- ③短時間労働者等について事業所調査の結果を対策に反映【18年度～】
- ④都道府県労働局との連携による重点的な調査の実施【19年度～】

社会保険の適用基準

○ 強制適用事業所は、

- ① 法人事業所で常時従業員を使用するもの
 - ② 所定の事業を行う個人の事業所で常時5人以上の従業員を使用するもの
- その他の事業所は、任意適用事業所

(注) 製造、建設等の事業を行う従業員5人以上の個人事業所は、強制適用事業所とされているのに対し、飲食、宿泊等の事業を行う従業員5人以上の個人事業所は、任意適用事業所とされているところ。

○ 被保険者は、適用事業所と常用的使用関係にある者

○ 常用的使用関係の有無は、労働日数、労働時間、就労形態、勤務内容等を総合的に勘案し、個別具体的事例に即して認定

(注) 適用除外：下記のいずれかに該当する者は被保険者から除外している。

- ① 臨時に1ヶ月以内の期間を定めて使用され、その期間を超えない人
- ② 臨時に日々雇用される人で1ヶ月を超えない人
- ③ 季節的業務に4ヶ月を超えない期間使用される予定の人
- ④ 臨時的事業の事業所に6ヶ月を超えない期間使用される予定の人

平成19年度 適用の適正化対策の実施状況について

1 未適用事業所の適用促進

○ **適用した事業所数** **6,199 事業所**
 (うち職権適用 73 事業所)

○ **適用した被保険者数** **13,470 人**
 (うち職権適用 483 人)

未適用事業所数
(平成19年度末)

100,470 事業所
(前年度末未適用事業所
数 97,427 事業所)

2 適用事業所の事業所調査

○ **適用した被保険者数** **29,555 人**
 (前年度 62,122 人)

〔資格関係事業所調査件数〕

○ **調査件数** **206,652 事業所**
 (※適用事業所数に占める割合 12.78%)

厚生年金保険・政府管掌健康保険の保険料徴収対策

① 保険料の徴収状況

○ 厚生年金・政管健保の収納率は、おおむね97～98%程度となっている。

(単位:億円)

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
厚生年金	徴収決定済額	196,471	198,022	203,577	212,612	222,672
	収納済額	192,425	194,537	200,584	209,834	219,690
	保険料収納率	97.9%	98.2 %	98.5 %	98.7 %	98.7 %
政管健保	徴収決定済額	65,529	66,220	67,090	67,752	69,251
	収納済額	63,741	64,619	65,676	66,403	67,759
	保険料収納率	97.3 %	97.6 %	97.9 %	98.0 %	97.8 %

(注1) 政府管掌健康保険の徴収決定済額及び収納済額は、一般被保険者分

(注2) 保険料収納率は、徴収決定済額に対する収納済額の割合

(参考) 厚生年金保険・政府管掌健康保険の保険料について

○ 厚生年金保険料・政府管掌健康保険料は、被保険者が受ける報酬を基に決められる標準報酬月額、標準賞与額に下記の保険料率を乗じて計算

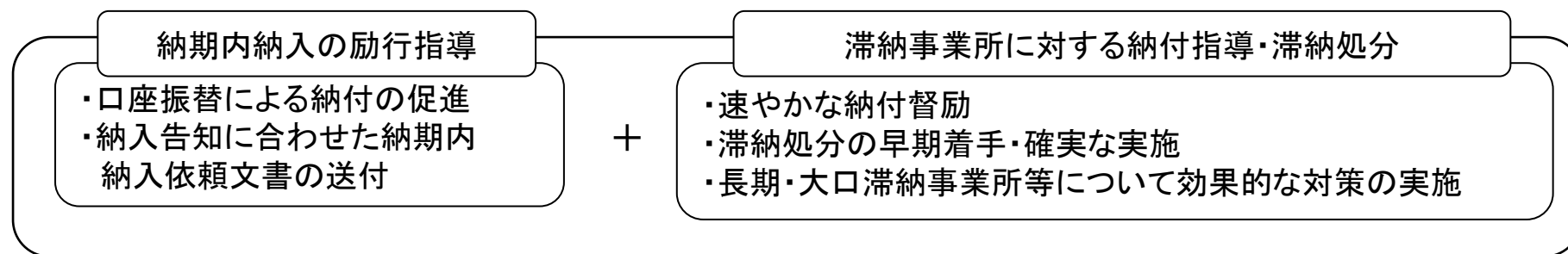
※ 保険料率(20.9現在)

政府管掌健康保険料率 8.2%、厚生年金保険料率 15.350%

○ 保険料は事業主と被保険者が折半して負担し、事業主がまとめて社会保険事務所へ納付

② 保険料の徴収対策

- 厚生年金・政管健保の保険料徴収対策として、納期内納入の励行指導、滞納事業所に対する速やかな納付督促、滞納処分の早期着手等に取り組んでいる。
- 平成19年度より、各社会保険事務所・事務局ごとの行動計画を策定し、目標達成のための取組を推進。



[参考データ]

① 口座振替実施率の推移

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
口座振替実施率	83.6%	84.3%	84.2%	84.0%	83.5%

② 滞納事業所数の推移

	平成16年5月末	平成17年5月末	平成18年5月末	平成19年5月末	平成20年5月末
滞納事業所数 (単位:所)	127,442	113,777	105,545	108,070	123,655

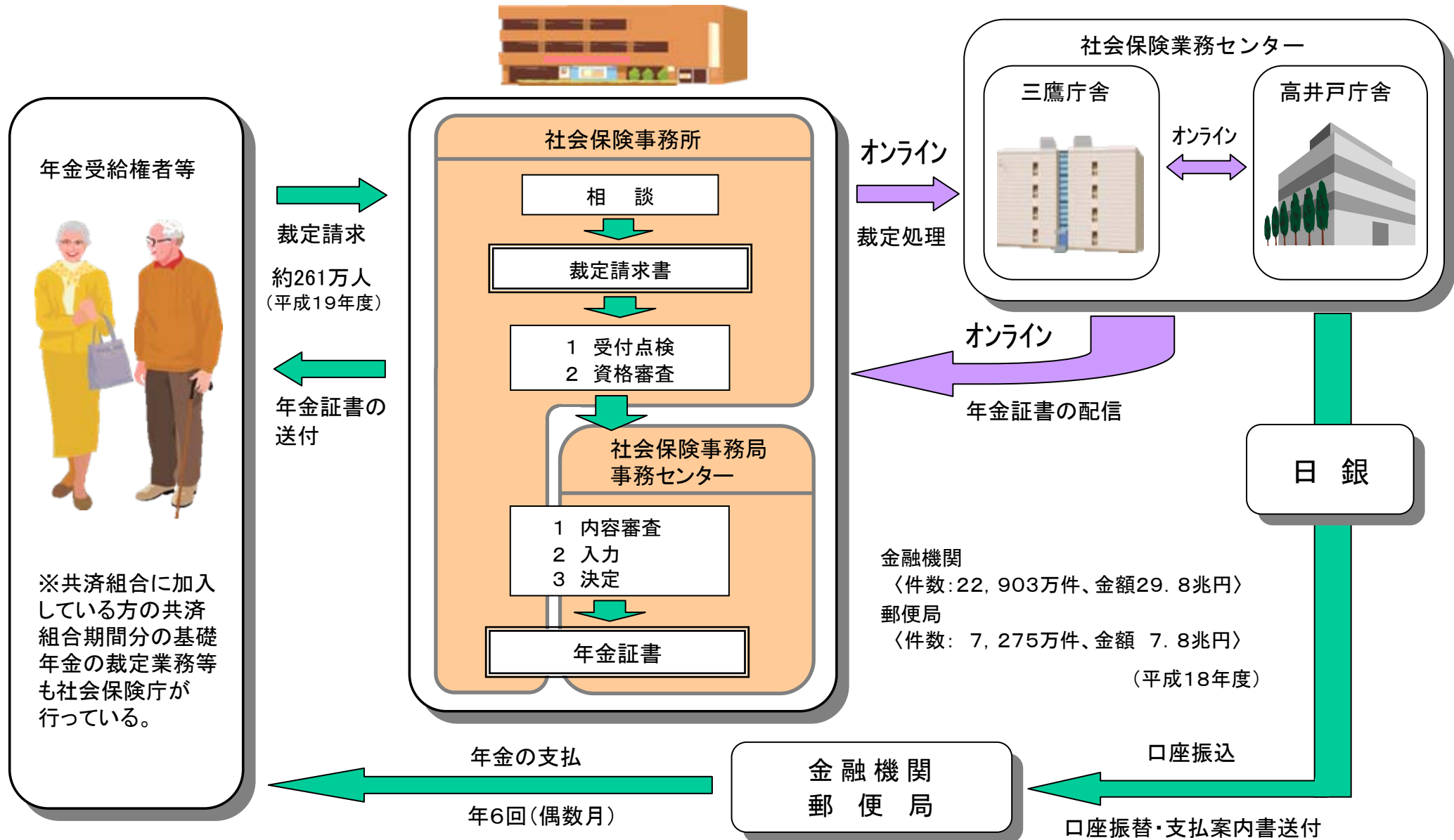
(注) 各年の5月末時点において、3月以前の月分の保険料の全部又は一部を、社会保険オンラインシステム上で未納となっている事業所数を集計したものである。

③ 差押え事業所数の推移

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
差押え事業所数 (単位:所)	(17,630) —	(17,223) —	13,631	15,613	12,879

(注) 差押えをした実事業所数を計上。なお、16年度以前の()は、差押えをした延べ事業所数である。

年金の裁定及び支払業務の流れ



(注) 裁定に係る審査等については、順次、各都道府県の社会保険事務局事務センターへの集約処理化を進めているところであるが、社会保険事務局によっては、現時点では、審査業務等を社会保険事務所で行っている。

年金相談体制について

平成19年度 年金相談件数 21,024,911件

来訪相談 10,777,115件
出張相談 422,406件
電話相談 9,673,955件
文書相談 151,435件

来訪、電話、文書による相談

- ・年金制度
- ・年金受給額
- ・年金の加入期間、見込額
- ・各種手続き

社会保険業務センター

インターネットによる照会

社会保険庁ホームページ

年金見込額簡易試算
HPアクセス件数 1,994,190件

年金見込額試算申込 186,376件

個人認証による年金個人情報の提供
見込額試算 410件
年金加入記録 298件

年金個人情報提供サービス
(ユーザID・パスワード方式)
IDパスワード発行件数 1,250,265件

年金に関する情報及び届書の入手

社会保険オンラインシステム

年金給付
DB

記録管理
DB

オンライン

年金受給権者・被保険者等

年金受給権者、被保険者等



インターネット

社会保険事務所(312か所)

来訪相談 9,447,282件
出張相談 422,406件 (12,597回)
電話相談 3,950,240件
文書相談 110,018件

年金相談センター(51か所)

来訪相談 1,315,062件
電話相談 81,836件
文書相談 850件

ねんきん特別便専用ダイヤル

(0570-058-555)

電話相談 6,741,388件
(平成19年12月17日～平成20年9月30日)

* 名寄せ記録確認・特別便の回答の記載方法の案内等

中央年金相談室

・第1コールセンター(大森)

ねんきんダイヤル(0570-05-1165)・・・

・高井戸庁舎

来訪相談 14,771件
文書相談 40,567件

第2コールセンター(福岡)

(平成20年3月1日～)

電話相談 3,616,198件

第3コールセンター(仙台)

(平成20年8月1日～)

平成20年4月1日時点で8か所設置していた電話相談センターについては、コールセンターへの集約化に伴い9月末までに廃止した

サービススタンダードについて

1. 趣 旨

お客様の視点に立ったサービスの品質向上を図る上で、お客様が各種のサービスを受けるまでに要する期間をその内容に応じて予め明確にし、サービスに対するお客様の安心感や信頼感を醸成することは重要と考えています。

このため、平成17年度より、各種サービスについて、お客様が申請（請求）されてから決定通知書等が届くまでの期間の必達目標として「サービススタンダード」を設定し、これをお客様に情報提供することにより、サービス水準の向上を図ることとしています。

2. 実施内容

サービススタンダードは、全てのサービスのうち、医療保険の現金給付^(注)や年金保険の給付といった、お客様から迅速に実施することが特に求められ、問い合わせなどが多いサービスについて所要日数を定めたものです。

(注) 平成20年10月からは全国健康保険協会で実施

(1) 年金給付関係

給 付 種 別	所 要 日 数
老齢基礎年金	2か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合は1か月以内)
老齢厚生年金	
遺族基礎年金	
遺族厚生年金	
障害基礎年金	3か月以内
障害厚生年金	3か月半以内

(所要日数…裁定請求書を受理してから、年金証書が請求者に届くまでの日数)

(2) 健康保険給付関係

給 付 種 別	所 要 日 数
傷病手当金	3週間以内
出産手当金	
出産育児一時金	
家族出産育児一時金	
埋葬料(費)	
家族埋葬料	

(所要日数…請求書を受理してから、支給決定通知書が請求者に届くまでの日数)

3. 平成19年度の達成状況

(1) 年金給付関係

年金給付関係にかかる平成19年度のサービススタンダードの達成状況は、加入期間の再確認を要する場合は、障害厚生年金を除き80%以上の達成率となっていますが、加入期間の再確認を要しない場合は、40%から60%前半となっています。

これは、団塊世代の方々が年金を請求する年齢に達したことにより老齢厚生年金の裁定件数が平成18年度より約3割増加したことや年金記録問題への対応の影響が要因と考えられます。

給付種別	裁定件数	加入状況の再確認を要する場合		加入状況の再確認を要しない場合	
		達成率	平均所要日数	達成率	平均所要日数
老齢基礎年金	156,519 件	91.0 %	45.2 日	53.5 %	34.1 日
老齢厚生年金	1,819,795 件	85.6 %	46.5 日	51.0 %	36.1 日
遺族基礎年金	3,707 件	85.1 %	47.7 日	45.0 %	38.6 日
遺族厚生年金	277,478 件	81.5 %	47.5 日	63.6 %	32.7 日
障害基礎年金	60,243 件	84.6 %	68.6 日	—	
障害厚生年金	28,755 件	72.4 %	101.3 日		

※ 障害厚生年金の達成率が比較的低いことについては、障害の程度の認定が、障害基礎年金における障害の程度の認定に比べ複雑になっていることに加え、請求の際の添付書類などの不備により、決定までに時間を要していることが影響しているものと考えられます。

(2) 健康保険給付関係

健康保険給付関係にかかる平成19年度のサービススタンダード達成状況は、80%から90%後半の達成率となっています。

給付種別	決定件数	達成率	平均所要日数
傷病手当金	875,491 件	91.2 %	18.4 日
出産手当金	109,201 件	88.3 %	18.5 日
出産育児一時金	89,679 件	96.3 %	16.8 日
家族出産育児一時金	214,798 件	96.2 %	16.8 日
埋葬料(費)	36,732 件	84.8 %	19.0 日
家族埋葬料	79,980 件	90.1 %	17.9 日

※ 達成率が低い給付については、書類不備等による請求者への返戻に日数を要していることが影響しているものと考えられます。

4. サービススタンダードの達成率向上への取組み

これまで、申請書類の見直し、事務処理の標準化の推進、事務処理サイクルの見直しなどを通じ、サービス提供までの所要日数を短縮する取組みを進めてまいりました。

今後も、現場における効率的な取組事例について、そのノウハウや具体的な実施例を全国で共有するなど、引き続き達成率向上へ向けた施策を図っていくこととしています。

問題の所在

基礎年金番号に未統合の記録が18年6月時点で5000万件存在

※ 平成9年に1人1番の基礎年金番号が導入された当時のコンピュータ記録の総数は3億件

年金記録の正確性の問題

- 1) 過去の紙台帳(マイクロフィルムを含む)からコンピュータへの記録の転記が不正確
- 2) 厚生年金の標準報酬等を事実に反して遡及訂正した事案
- 3) 本人が保険料を納めたとしているのに対して、保険料の納付記録が社会保険庁にない事例

対応策

- ・「ねんきん特別便」を契機とする解明・統合
 - 1) 「名寄せ特別便」・・・基礎年金番号の記録との突合により結びつく可能性のある記録が出た方(平成19年12月～3月)
 - 2) 「全員特別便」・・・それ以外の全ての方(平成20年4～10月)
- ・記録の内容に応じた未統合記録の解明
 - ※ 住基ネットによる「生存者」「5年以内死亡者」の特定など

- ・年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みの整備
 - 1) インターネットによる記録照会サービスを受給者にも拡大(20年度中)
 - 2) 全ての加入者に「ねんきん定期便」を送付(21年度～)
- ・コンピュータ記録と紙台帳との突合せ
- ・標準報酬等の遡及訂正事案への対応
- ・年金記録確認第三者委員会(総務省)
 - 月間平均処理件数 4,000件超
 - 処理済み件数 約28,000件(対受付数39%)(9月末)

① 「ねんきん特別便」

これまでの取組

- 昨年12月から本年10月末までに全ての受給者・加入者約1億9百万人に送付し、国民の皆様記録を確認いただいております、このうち約4,500万人(9月末現在)から回答をいただきました。
- 「ねんきん特別便」の周知・広報、相談体制の充実。

今後の方向

- 「ねんきん特別便」のフォローアップの徹底。
 - ・ 全ての受給者から回答をいただくことを目指し、20年度中に集中的に取り組む。
 - ・ 加入者についても、できる限り多くの方から回答をいただき、21年度からの「ねんきん定期便」の取組につなぐ。

② 未統合記録の解明

これまでの取組

- 「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、未統合記録の内容に応じた様々な方法による解明作業に計画的に取り組む。
- 18年6月に約5,000万件あった未統合の記録のうち、既に統合済みの記録は約750万件に増加、今後解明を進める記録は約1,400万件まで減少。

今後の方向

- 引き続き、お申し出いただいた旧姓を活用した調査などの解明作業を、20年度中に集中的・計画的に実施する。

③ コンピュータ記録と紙台帳との突合せ

これまでの取組

- 年金記録については、国民年金は昭和59年以降、厚生年金は昭和61年以降、それぞれオンライン化しコンピュータに直接入力するようになったが、それ以前の記録は合計約8.5億件の紙台帳(マイクロフィルムを含む)として保管されている。
 - ① 国民年金の特殊台帳 0.3億件 → 20年度中にコンピュータ記録との突合せを実施
 - ② 国民年金の被保険者名簿(市町村保管) 1.4億件 → 20年度は国への移管の準備
 - ③ 厚生年金の被保険者名簿・原票 6.8億件
→ サンプル調査の結果、コンピュータ記録との不一致は約1.4%

今後の方向

- 全ての受給者・加入者について、お申し出の有無にかかわらず、計画的な突合せを実施し、コンピュータ記録の正確性を確保する。
- 全国に散らばって保管されている紙台帳を電子画像で取り込み、個人単位で集約した上で、簡単に検索できる「電子画像データ検索システム」の構築に向けて、本年度から準備を進め、21年度に整備し、突合せ作業を効率的に実施できるようにする。

④ 標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案

事案の概要

- 総務省の年金記録確認第三者委員会によるあっせん事案の中に、標準報酬月額又は資格喪失を遡及して訂正したものが存在しており、社会保険事務所の当時の事務処理の合理性が疑われるものがある。(本年10月7日現在、66件)
事業主による事実と異なる届出に基づくもののほか、社会保険事務所職員が事業主の虚偽の届出に一定の関与を行っているのではないかとの指摘がある。
- このため、第三者委員会によるあっせん事案など17事案の調査を行ったところ、社会保険庁の職員の関与が考えられる事案が1件確認された。(本年9月9日公表)
※ ただし、現段階で組織的関与があったことは確認されていない。

今後の方向

- 徹底的に事実関係の調査を行った上で、被害者の救済を最優先としつつ、関与した職員の厳正な対処や、今後の再発防止を徹底することを基本方針として対応する。
(事実関係の調査については、法曹関係者など第三者からなる大臣直属の調査委員会を10月6日に設置。)
- 全てのコンピュータ記録から不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)を抽出し、このうち厚生年金の受給者(約2万人)について、10月16日に、社会保険事務所職員が対象者への訪問を開始し、記録の確認及び調査を実施する。
- また、21年中に、厚生年金の受給者全員に対し、標準報酬の情報を含むお知らせを開始する。
(加入者については、21年4月から標準報酬の情報を含む「ねんきん定期便」を送付する。)